

特別支援教育での関わり

障がいのある子ども達の多様な学びの場として、地域の小・中学校、高等学校、特別支援学校があり、学校内外の専門家として理学療法士が関与しています。

【特別支援学校の対象となる障がい】

視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由又は病弱(身体虚弱を含む)。



特別支援教育における理学療法士の役割

障がいのある子ども達の支援に医学的側面からの専門性を加え、教育内容の向上を図るため、障がいに対する医学的知識をもつ専門家として派遣されます。

